.....頁

第 VIII 欄（v）　不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

申立ては実施細則第 215 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第Ⅷ欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第Ⅷ欄(v)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て（規則 4.17(v)及び 51 の 2.1(a)(v)）

☐ この申立ての続葉として「第Ⅷ欄(v)の続き」がある